

甲府市特定不妊治療費助成事業

指定医療機関において特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成することで経済的負担を軽減するための制度です。

★新たな助成事業がスタートします

平成31年4月より、甲府市が中核市に移行する関係で、これまで山梨県で行っていた助成事業の手続きが甲府市の窓口に変更になりました。これに伴い、これまで甲府市で行っていた助成事業と一本化した新たな事業で助成を行います。

●対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ・ 特定不妊治療が必要であると医師に判断され、指定医療機関において特定不妊治療を受けた方
- ・ 申請時に、夫または妻が甲府市に居住している法律上の夫婦
- ・ 前年（1月から5月までの申請は前々年）の所得額が夫婦合わせて730万円未満
（所得の範囲及び所得額の計算方法については、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用します。）
- ・ 市税等（住民税、固定資産税、国民健康保険料、軽自動車税等）の滞納のない方
- ・ 申請する治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること

●助成額

	治療ステージA・B・D・E		治療ステージC・F	
	治療総額	助成額	治療総額	助成額
初回の申請	30万円未満	全額	7万5千円未満	全額
	30万円以上50万円未満	30万円 + 30万円を超えた額の2分の1	7万5千円以上27万5千円未満	7万5千円 + 7万5千円を超えた額の2分の1
	50万円以上	40万円	27万5千円以上	17万5千円
二回目以降の申請	15万円未満	全額	初回の申請と同額	
	15万円以上35万円未満	15万円 + 15万円を超えた額の2分の1		
	35万円以上	25万円		

※男性不妊治療は、特定不妊治療の一環として、精子を採取するための手術を行った場合が対象となり、上記表に加え、15万円（初回に限り30万円）を上限に追加助成します。（治療ステージCの治療を除く。）

（治療ステージ詳細）

A：新鮮胚移植を実施

D：体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

B：凍結胚移植を実施

E：受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止

C：以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施

F：排卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

●助成回数

通算6回（助成を受ける治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合は3回まで）
（他の都道府県、指定都市、中核市で受けた回数も含まれます。）

※平成30年度までに助成を受けている方は、助成回数が変わる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●指定医療機関

（甲府市内） ・薬袋レディースクリニック（甲府市飯田 2-3-9）

（山梨県内） ・山梨大学医学部附属病院（中央市下河東 1110）

・甲府昭和婦人クリニック（昭和町清水新居 1215-1）

※他の都道府県・指定都市・中核市で指定されている医療機関での治療も対象になります。

●必要書類

(1) 甲府市特定不妊治療費助成申請書（申請者が記入） ※朱肉での押印必要

(2) 甲府市特定不妊治療費助成受診等証明書（主治医が記入）

(3) 領収証の写し：今回の特定不妊治療に係る領収書（保険外診療のもの）

※入院、食事など、治療に直接関係のない費用は含みません。

(4) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類（戸籍謄本等）

(5) 住民票

(6) 夫及び妻の前年（1月～5月に申請する場合は前々年）の所得課税証明書

※住民票、所得課税証明書については、申請書の同意をもとに甲府市で確認できる場合には、省略することができます。詳しくはお問い合わせください。

(7) 銀行預金口座振込登録申請書 ※朱肉での押印必要

●申請期限

治療が終了した日が属する年度内（3月31日）までに申請してください。

※3月31日が休みの場合は、直前の窓口開庁日までになります。

期限を過ぎた申請は受付できませんのでご注意ください。

年度末に治療が終了し、期限に間に合わない場合はご相談ください。

【申請窓口・問い合わせ先】

〒400-0858 甲府市相生2丁目17番1号 甲府市健康支援センター内
子ども未来部 母子保健課 ☎055-237-8950

